

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議 開催要綱

平成25年9月26日

1 趣旨

認知症の人びとを含めた高齢者を地域で支えるための取組について関係省庁で連携して推進するため、「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議(以下「会議」という。)」を設置する。

2 意見交換する主な事項

- (1) 認知症高齢者を地域で支える方策
- (2) 生活支援の充実
- (3) 高齢者の社会参加

3 構成

会議は、別記の職にある者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

4 事務局

会議の事務は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当と厚生労働省老健局総務課において行う。

5 その他

- (1) 会議の運営に必要な事項は構成員の合議で決定する。
- (2) 会議は、非公開とする。会議の資料については、特に非公開とされたものを除き、公開する。会議の要旨についても、これを公開する。

記

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁交通局交通企画課長
金融庁監督局総務課監督調査室長
消費者庁消費者政策課長
総務省自治行政局地域振興室長
法務省大臣官房司法法制部参事官
法務省民事局参事官
法務省矯正局成人矯正課企画官
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
農林水産省食料産業局食品小売サービス課長
農林水産省食料産業局食品製造卸売課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省商務流通保安グループ流通政策課長
経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課長
国土交通省総合政策局安心生活政策課長
厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長